

三田市行政手続条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p><u>第4章 行政指導(第30条-第35条)</u></p> <p>第5章 省略</p> <p>付則</p> <p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2 省略 (適用除外)</p> <p>第3条 処分又は行政指導で法第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>第4条～第32条 省略 (行政指導の方式)</p> <p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p> <p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>第34条 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p><u>第4章 行政指導(第30条-第35条)</u></p> <p><u>第4章の2 処分等の求め(第35条の2)</u></p> <p>第5章 省略</p> <p>付則</p> <p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(1)の2 法令 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)及び条例等をいう。</u></p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2 省略 (適用除外)</p> <p>第3条 処分又は行政指導で法第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>第4条～第32条 省略 (行政指導の方式)</p> <p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p> <p><u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、当該市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</u></p> <p><u>(2) 前号の条項に規定する要件</u></p> <p><u>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u></p> <p>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>第34条 省略</p>

第 35 条 省略

(行政指導の中止等の求め)

第 34 条の 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第 35 条 省略

第 4 章の 2 処分等の求め

第 35 条の 2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は

以下省略

行政指導をしなければならない。

以下省略